

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、瀬田唐橋東詰から近江大橋東詰までの瀬田川左岸の広範囲（南北2 km、東西1 km）と上田上学区の平地の70%を超える範囲で1 m以上の浸水が予想されている。特に小規模製造業が多く立地する上田上地区の大戸川沿いは、豪雨による内水氾濫に注意が必要であり、最大で2 m以上の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、上田上地区の山間地一帯は、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が点在しており、小規模製造業の多くが集積している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大津市東部地域には震度6以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生する地域が含まれている。

(その他)

市内の大戸川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成25年9月の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、住家被害が多数発生し、工場が床上浸水し設備廃棄、休業状態に陥った事業所もあった。

当地域では豪雨時は避難情報が多く発令され、地震時にも急傾斜地崩壊危険箇所などで崩壊が生じ、2次的に災害が発生する可能性が高い地域でもある。

(2) 管内商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 787人
- ・ 小規模事業者数 1, 321人

【商工業者内訳】

	業種	商工業者数	会員数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設	143	109	管内に広く分散している
	製造	126	75	国道沿いに中規模企業、住宅街や大戸川沿いに小規模企業が多い
	卸売	130	44	地方卸売市場に集積
	小売	377	195	瀬田駅周辺に集積
	飲食・宿泊	251	71	瀬田駅周辺と瀬田川沿いに集積
	サービス	373	218	管内に広く分散している
	その他	387	36	
	合計	1,787	748	

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・ 大津市地域防災計画の策定

【計画の特徴】 南北に長い市域をカバーするため色々な被害想定を考慮し、全庁体制で災害に対し予防・事前準備・応急・復興の一連の流れを示し災害対応に取組めるよう策定している。内容は風水害、震災、大規模事故、原子力災害の4つのカテゴリーにわけそれぞれの対策について説明している。

- ・大津市総合防災訓練の実施

【訓練の特徴】 毎年1回、市内を地域ごとのブロックに分け、関係機関と連携した訓練と地域住民への防災意識の啓発をねらい実施している。

- ・防災備品の備蓄

【備蓄品の内容】 災害時に必要となる食料、水、生活必需品などを拠点防災倉庫及び小中学校に設置した防災倉庫等に備蓄している。

②当会の取組

- ・危機管理マニュアルの作成
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーへの参加の呼びかけ
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、タオル等）を倉庫に備蓄
- ・大津市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・災害時における生活物資の調達等に関する協定の締結

2. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

特に、上田上の大戸川流域や瀬田川左岸地域に広がる市街地エリアが浸水被害の想定区域が広いため、防災意識を高めるため啓発活動を行う。

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年に「瀬田商工会危機管理マニュアル（事業継続計画）」を作成（別添）。

③関係団体等との連携

- ・商工会員である損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・大津市中小企業振興に関する円卓会議（構成員：当会、大津北商工会、大津商工会議所、大津市、金融機関、外部有識者含む）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.8クラスの地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を把握し、当会と当市で共有する。)

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

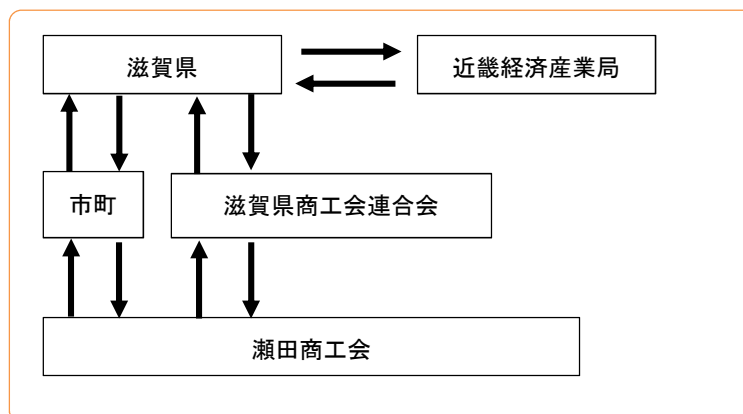
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

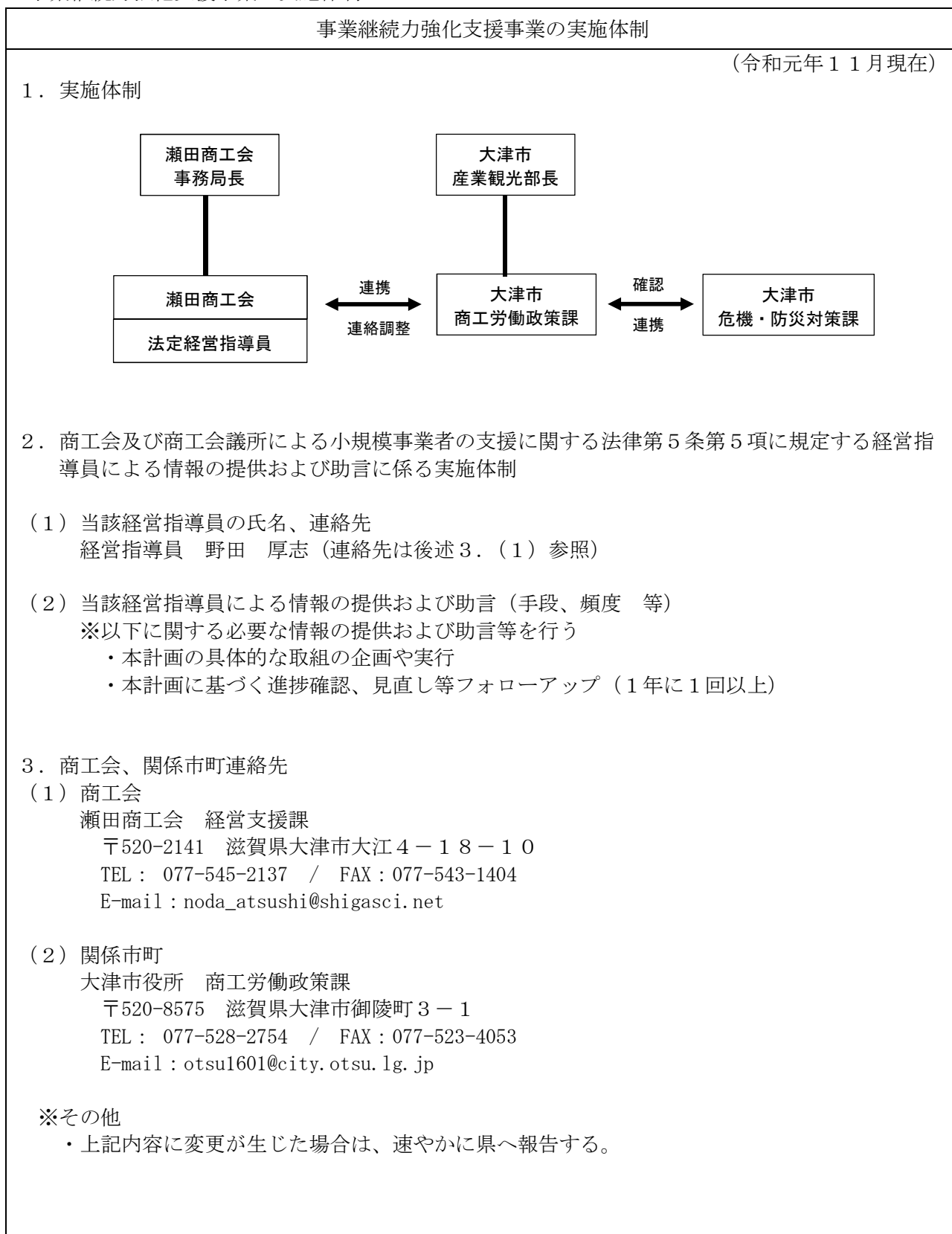
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	63	63	63	63	63
・ 専門家派遣費	33	33	33	33	33
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大津市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連携して実施する事業の内容

連携して事業を実施する者の役割

連携体制図等